

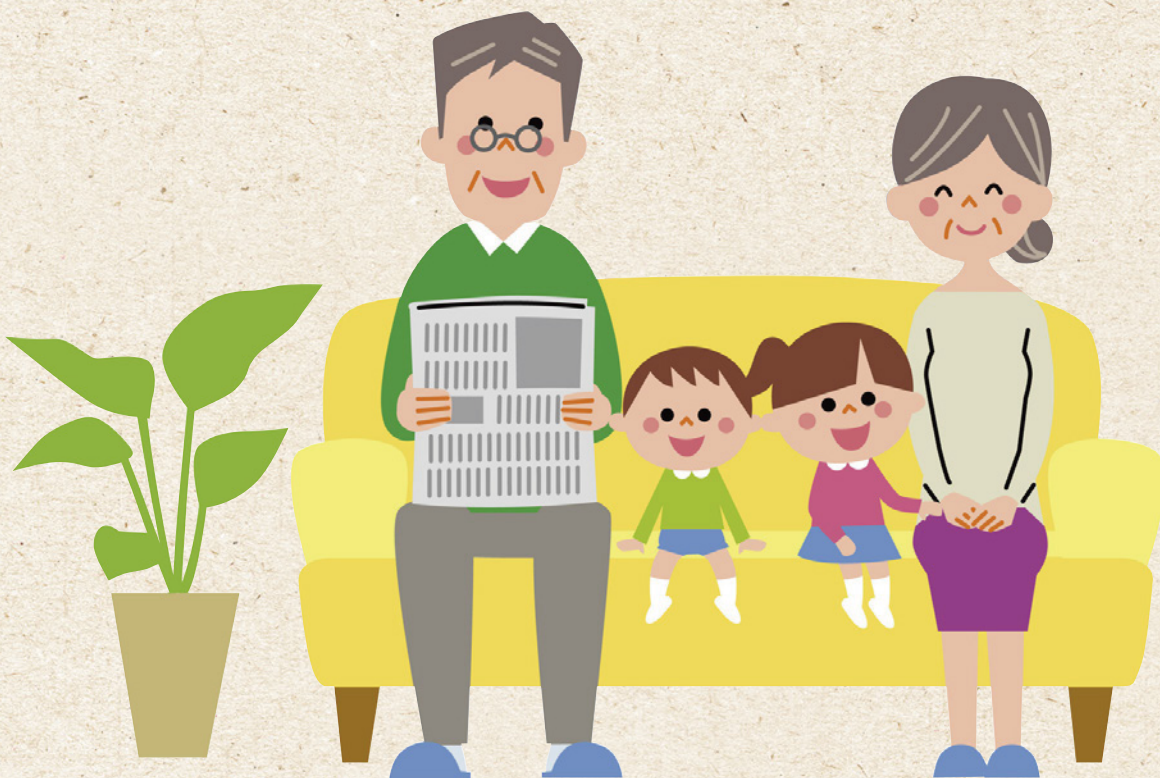
ひめぎん 教育資金贈与専用口座



まご

きずな

孫との絆



深い絆でつながったお孫さまだから
いまから遺したい思いがあります。

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置とは

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間、祖父母さま等(直系尊属である贈与者)がお孫さま等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、お孫さま等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。

贈与者：受贈者の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）

受贈者：年齢30歳未満の方

お預入れ期限／令和8年3月31日(火)まで

**お孫さま等1人あたり最大1,500万円
まで贈与税が非課税**

 **愛媛銀行**

ひめぎん教育資金贈与専用口座

まご きずな

孫との絆

■ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」商品概要

ご利用いただける方	祖父母等の直系尊属(贈与者)の方から、書面による教育資金の贈与を受けられた30歳未満の方で年間所得が1,000万円を超えない方
対象となる預金	普通預金 ※贈与を受けた後(贈与契約後)、2ヶ月以内にお預入れいただく必要があります。 ※キャッシュカードの発行はいたしません。
お預入れ期限	令和8年3月31日(火)
お預入れ金額	10万円以上1,500万円以下(1円単位)
お預入れ方法	口座開設店でのみお預入れできます。
取扱店	全店(四国八十八カ所支店、ローンセンター各店を除く)
払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・窓口で随時お引き出しできます。・口座からお引き出し後、教育資金の支払いに充当のうえ領収書等を口座開設店にご提出ください。・領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までとなります。 また、領収書等の支払年月日は、口座からの出金と同じ年(1月1日から12月31日まで)であることが必要です。 ・教育資金の支払以外のもの、領収書等の提出がないものについては贈与税の課税対象となります。
本口座の解約について	以下のいずれかに該当する場合、本口座はただちに解約いただけます。 (通常の預金口座として引続き利用することはできません。) <ul style="list-style-type: none">・預金者(受贈者)の年齢が30歳に達した場合(ただし、学校等に在学中の場合は、40歳に達した場合)・預金者(受贈者)が死亡した場合・預金残高がゼロになり、かつ、口座解約の合意があった場合
その他	<ul style="list-style-type: none">・当行本支店でお一人様につき1口座のみの開設となります。・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等の作成はできません。・公共料金等の自動支払および給与等の自動受取にはご利用いただけません。

■口座開設に必要なもの

お孫さま等(受贈者)のご本人確認書類(原本)	健康保険証、運転免許証等 ※お孫さま等(受贈者)が未成年の場合は、お孫さま等(受贈者)とのご関係が確認できる親権者さまのご本人確認書類もあわせて必要となります。
本口座のご印鑑	お孫さま等(受贈者)名義で口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本または住民票(原本)	祖父母さま等(贈与者)とお孫さま等(受贈者)の関係を確認するため、それぞれお名前の入った戸籍謄本または住民票をご用意ください。
贈与契約書(原本)	口座開設に先立ち、事前に祖父母さま等(贈与者)とお孫さま等(受贈者)との間で贈与契約を締結していただきます。
教育資金非課税申請書(原本)	お孫さま等(受贈者)が未成年の場合は、親権者さまの署名・捺印が必要となります。 申告書は当行より税務署に提出いたします。
合計所得金額に関する確認書	贈与税を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにするため、お孫さま等(受贈者)の確定申告書の控えまたは給与所得の源泉徴収票が必要となる場合がございます。